

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程（令和元年新潟県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、<u>給与規程第6条に規定する職にある職員のうち別表第6に規定する局本庁の課長及び事業所の所長（支給割合3種のものを除く。）に係る特例期間の給料月額</u>は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。</p> <p>3 <u>前2項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、給与規程第6条に規定する職にある職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の給料月額</u>は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、<u>一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、給与規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第5項に規定する期末手当基礎額の加算を受ける職員に係る給料月額</u>は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、<u>一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、<u>一般職員給与条例第24条の2第1項第1号に規定する職にある職員のうち給与規程別表第6に規定する局本庁の課長及び事業所の所長（支給割合3種のものを除く。）に係る特例期間の給料月額</u>は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。</p>

(1) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の1

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の0.5

第2条 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の地域手当の額は、給与規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項に規定する職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の管理職手当の額は、給与規程第6条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5

3 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、給与規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項前段の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5

第2条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項の規定にかかわらず、この規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項の規定により定められた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) (略)

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

(3) 前条第4項に規定する職員又は前条の規定の適用を受ける職員以外の職員 100分の3

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。